



資源物回収報奨金の交付制度について

日光市では、ごみの減量化と資源の有効利用を進めるため、資源物の集団回収に協力している団体に対して「資源物回収報奨金」を交付しています。

報奨金が受けられる団体について

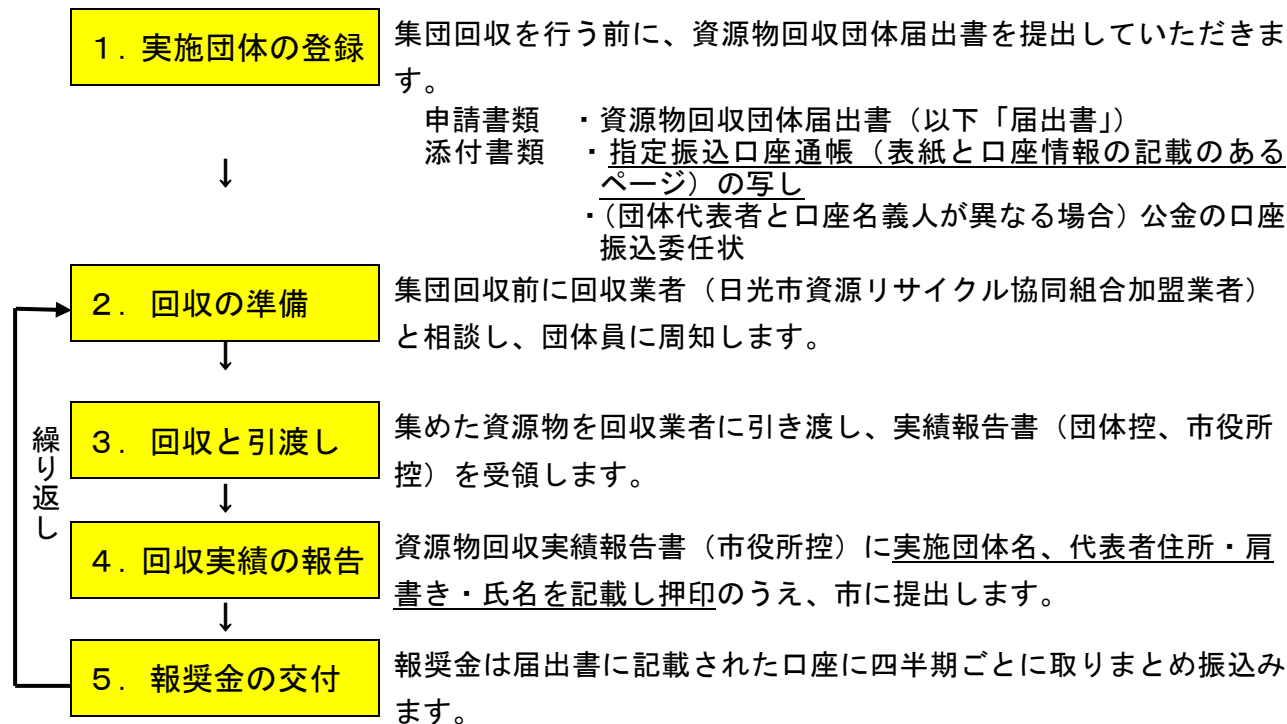
- ・地域の住民で構成され、かつ、家庭から出る資源となる物を自主的に回収する営利を目的としない団体です。【例】PTA、スポーツ少年団、子供会、老人会、婦人会、自治会など

資源回収対象品目及び報奨金額について

分類	対象品目	報奨金額
紙類	新聞紙（広告を含む）、雑誌、ダンボール、紙パック（アルミ貼付は除く。） ※対象紙パックには次のマークが印刷されています。 	対象品目 1キログラム あたり6円
びん類	一升びん、ビールびん、ジュース等のびん	
缶類	アルミ缶 ※対象品には次のマークが印刷されています。 	

資源回収及び報奨金交付の流れ

※詳細は次ページの「取り扱いについて」をご覧ください。



問い合わせ先

日光市役所 資源循環推進課 資源循環推進係

〒321-1292 日光市今市本町1番地 電話0288-21-5138

資源回収の取り扱いについて

団体の登録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体届出書は、1年ごとに更新が必要ですので、<u>毎年度ご提出</u>願います。 ・ 団体届出書は、お手数でも、<u>直接、環境課へお持ちください</u>。 ・ 口座名義人は、団体名（代表者名）と同一名義人（団体名口座）とし、個人名義の口座は原則不可です。 <ul style="list-style-type: none"> ※届出書に<u>指定振込口座通帳（表紙と口座情報の記載のあるページ）の写しを添付</u>してください。 ※団体代表者と口座名義人が異なる場合は、公金の口座振込委任状を添付してください。 ・ 代表者や振込口座に変更があった場合は、再度届出書を提出してください。
回収の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源物回収は、各団体の取り決めにより実施してください。 ・ 回収した資源物は、日光市資源リサイクル協同組合〔代表 有限会社 佐藤商店 電話22-3741〕加盟業者に回収を依頼してください。 ・ 回収品目、出し方、引き取り日時などは、回収前に回収業者と十分に確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ごみステーションを使用した活動や資源ごみ収集日の活動はできるだけ避けてください。
回収の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域清掃で回収したものや事業所から出た資源物は、家庭から出たものではないので報奨金の対象にはなりません。 ・ 資源物引き取り後、回収業者より回収品目・重量を記載した「資源物回収実績報告書（団体控・市役所控）」を受領してください。
実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「資源物回収実績報告書（市役所控）」（以下「報告書」）に実施団体名、代表者住所・肩書き・氏名を記入・押印し、回収実施月の翌月10日までに環境課担当窓口提出してください（計量証明等の提出は不要です）。 <ul style="list-style-type: none"> ただし、第4四半期回収分は、3月31日までに提出してください。 ※ 報告書の提出がない場合、報奨金の支払ができません。 ※ 報告書の提出が遅れた場合でも、翌四半期にお支払することが可能ですが、<u>最終報告書提出期限の3月31日までに提出が間に合わなかったものはお支払ができませんのでご注意ください。</u>
報奨金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報奨金は、4半期ごとに取りまとめ、届出された指定口座に振り込みます。 ・ 報奨金の交付額等は、交付前に団体あて通知いたします。 ※1期（4月～6月実施分）⇒7月下旬支払、2期（7月～9月実施分）⇒10月下旬支払、3期（10月～12月実施分）⇒1月下旬支払、4期（1月～3月実施分）⇒4月下旬支払
団体届出書及び報告書提出先	<p>【提出先】日光市役所 資源循環推進課 資源循環推進係</p> <p style="text-align: center;">〒321-1292 日光市今市本町1番地 電話21-5138</p>